

※ 助成金(計画時)申請用です。(実際の講習とは開始時間が異なる場合があります。)

石綿使用建築物等解体等業務特別教育(標準4.5時間)

(一社)富山県労働基準協会

1. 実施日

2. 場所

3. 講習科目・時間

月日	時刻	時間	科目	担当講師
1 日	9:20 ～ 10:50	1.5時間	・石綿の有害性 ・石綿等の使用状況 (第1章、第2章)	
	10:50～11:00	休憩10分		
1 日	11:00 ～ 12:00	1時間	・石綿等の粉じんの発生を抑制 するための措置(第3章)	
	12:00～13:00	昼食1時間		
1 日	13:00 ～ 14:00	1時間	・保護具の使用方法 (第4章)	
	14:00～14:10	休憩10分		
	14:10 ～ 15:10	1時間	・関係法令 (第5章)	
	15:10～		修了証交付	富山県労働基準協会
	合計時間		講習4時間30分 休憩20分 (昼食1時間)	